

# 茨城県本部が行った住民訴訟について

## 1. 提訴の内容

### ① いばらきパートナーシップ宣誓制度

令和1年12月16日提訴。

同制度においては、同性パートナーについて茨城県がパートナー証明書を交付し、受領者等は夫婦同等の扱いとして県営住宅への入居、県立病院での手術同意が可能となる。

ただし、同制度は知事が要綱という形で導入したものであるところ、要綱自体は住民訴訟の対象とはならない。

提訴は、厳密には、県営住宅への入居許可、パートナー証明書の交付等を財務会計行為として、これを対象とする。

請求内容は低廉な県営住宅の賃料と相場の賃料の差額の不当利得返還請求権、パートナー証明書の返還請求権行使。以後の入居許可、パートナー証明書交付の差止。

### ② 茨城県外国人職員採用

令和2年1月8日提訴。

茨城県は、平成31年度の職員採用にあたり、茨城空港の就航、観光業務に携わる職員として中国籍、韓国籍の外国人2名を採用した。

この点につき採用は実質的に雇用契約という財務会計行為である、憲法上、外国人には公務就任権は付与することもできないことを主張して提訴。

請求内容は、支払った給与等の不当利得返還請求権行使、次年度以降の採用の差止。

## 2. 提訴の趣旨

### ① いばらきパートナーシップ宣誓制度

同制度は事実上同性婚を認めるものであり、日本の伝統的な家族のあり方を破壊する。

制度としても、公有財産の利用収益に関わるものであり条例事項というべきであるにも関わらず、県議会に何ら諮ることもしておらず、財政民主主義に反する。

同性パートナーであるかは自己申告制であり、不正利用の危険が高い。

同性愛者に対する差別解消ではなく、むしろ同性愛者であるという一定の属性に基づいて特権を与えるものであり、公平に反する。差別を主張すればいくらかでも公有財産を食い物にできることにもなりかねない。

### ② 外国人職員採用

日本の主権・国益侵害、行政乗っ取り、間接侵略に繋がる論外の措置。

そもそも日本国民に就航対策、観光業の職能を得させ生計を立てさせるべき。

### 3. 住民監査請求

両訴訟共に住民監査請求前置主義に基づいて、監査請求を行った。監査請求における主張内容は住民訴訟と同趣旨。

監査結果は以下のとおり。

#### ① いばらきパートナーシップ宣誓制度

県営住宅入居、パートナー証明書交付は財務会計行為にあたらぬものとして制度の違法性の判断には立ち入らずに却下。

#### ② 外国人職員採用

受理はした上で、公権力行使に関わらない外国人職員採用は憲法が許容するものであり、違法性(違憲)はないとして棄却。

### 4. 主な争点

#### ① いばらきパートナーシップ宣誓制度

前述のように同制度は要綱という形で導入され、県営住宅の入居等の具体的な取扱いとは切り離されている。

そのため、茨城県県営住宅条例違反等の別個の法令違反が争点となっている。

#### ② 外国人職員

憲法上、外国人への公務就任権の付与が禁じられているか。

### 5. 訴訟の見通し

残念ながら、両訴訟とも請求認容の可能性は低い。

ただ、世論喚起および、日本第一党の知名度向上、特に外国人問題への取組の周知に繋がることを期待したい。

### 6. 今後の訴訟の予定

現時点では他の住民訴訟提起の予定はない。

### 7. 参考資料

両訴訟の訴状を添付する。

以上。

日本第一党法務局長 金田圭介